

税額計算以外の必要事項を記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

A 提出日・所轄税務署名・納税地・屋号・マイナンバー(個人番号)・氏名

提出日【第一表】

申告書を提出する年月日を記入します。

所轄税務署名【第一表】

納税地を所轄する税務署名を記入します。

納税地・屋号【第一表・第二表】

申告する事業者の納税地と電話番号、屋号をそれぞれ記入します。

マイナンバー(個人番号)【第一表】

申告する事業者のマイナンバー(個人番号)を記入します。

税務署で本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは、10ページを参照してください。

氏名【第一表・第二表】

申告者の氏名とフリガナを記入します。

※マイナンバーの記入は申告書第一表のみ

B (個人の方) 振替継続希望【第一表】

転居等により所轄の税務署が変わった場合で、転居前の振替口座を継続希望される方は○印をつけます。

※ 今回の確定申告で納付が発生しない方や税金が還付される方についても、今後振替納税の継続を希望される場合は、○印をつけてください。

(個人の方) 振替継続希望

C 課税期間・表題

課税期間【第一表・第二表】

個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年(1月1日から12月31日)です。なお、税務署から送付する申告書には、課税期間があらかじめ印字してあります。

(注) 課税期間の記入は数字で記載してください。

記載例

自 令和 5 年 1 月 1 日
至 令和 5 年 1 2 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

表題【第一表・第二表】

表題のカッコ内に「確定」と記入します。

D 付記事項【第一表】

割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計

特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準の「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

設例 甲野商店の場合

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	34

E 参考事項【第一表】

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

以下に示す課税標準額に対する消費税計算の特例を、売上げの全て、又は一部に適用している場合には、「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

○ 税込価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、税込価格と、価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額(1円未満の端数を処理した金額)を領収書等に明示しており、端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法。

○ 税抜価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、本体価格と、消費税及び地方消費税相当額とを、区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法(旧規則第22条第1項)。

事業区分ごとの課税売上高(税抜き)と売上割合

○ 課税売上高(税抜き)

step.8-1(21ページ)で計算した事業区分ごとの課税売上高(税抜き)(付表5-3⑦~⑩C欄)を、1,000円未満の端数を四捨五入し、転記します。

○ 売上割合

step.9(22ページ)で計算した事業区分ごとの売上割合(付表5-3⑦~⑩売上割合欄)を転記します。

特例計算の適用

step.12(24ページ)で、Aの原則の計算方法により計算した金額(付表5-3⑩欄の金額)を控除対象仕入税額とした場合は「無」に○印を、B、C、Dのいずれかの方法を適用して計算した金額を控除対象仕入税額とした場合は「有」に○印をつけます。

設例 甲野商店の場合

参 考 事 区 分 項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	35	
	区分 課税売上高(免税売上高を除く)						
	第1種	売上割合%					36
	第2種	16,463	98.4				37
	第3種						38
	第4種	255	1.5				39
	第5種						42
第6種						43	
	特例計算適用(令57③)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40	

F 還付を受けようとする金融機関等【第一表】

還付申告となる場合（申告書第一表②欄の計算結果がマイナス（負の値）の場合）は、還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。

- ※ 預貯金口座の口座名義は、**申告者ご本人の氏名のみ**の口座をご利用ください。以下の場合には振込みできないことがあります。
 - ・ 預貯金口座名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合
 - ・ 名義が旧姓のままである場合
- ※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります（公金受取口座の利用はできません）。
- ※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

i 銀行等の預金口座の場合

金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

ii ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

- ・ 他の金融機関との振込用の「店名（店番）」及び「口座番号」は記入しないでください。
- ・ 記号部分と番号部分の間に1桁の数字（通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。

記載例 ゆうちょ銀行の貯金口座を指定する場合

還付を受ける金融機関等	※記入不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記入不要	本店・支店 出張所 本所・支所
	※記入不要	預金	口座番号	※記入不要
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号		1xxx0-xxxxxxxxx	
	郵便局名等		※記入不要	

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

G (個人の方) 公金受取口座の利用【第一表】

公金受取口座への振込みを希望（既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。）する場合は、○印をつけます。

- ※ 「還付を受けようとする金融機関等」を記載する必要はありません（記載があった場合、記載された預貯金口座に振込みを行います）。
- ※ 申告者ご本人の個人番号（マイナンバー）が正しく記載されていない場合や本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合は、公金受取口座を利用することはできません。

(個人の方) 公金受取口座の利用

H 税理士法に基づく書面を提出する場合【第一表】

「税理士法第30条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第33条の2に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、該当する箇所に○印をつけます。

設例 甲野商店の場合

<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

I 税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）【第一表】

2割特例を適用する場合は、○印をつけます。なお、2割特例については9ページをご覧ください。

設例 甲野商店の場合

<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	42
--------------------------	----------------------	----

J 改正法附則による税額の特例計算【第二表】

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、課税売上げを税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者が、税額計算の特例を適用して課税標準額を計算している場合には、該当する特例に○印をつけます。なお、税額計算の特例については7ページを参照してください。

設例 甲野商店の場合

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52

これで申告書は完成しました。次のページで、完成した甲野商店の申告書を確認しましょう。

G K 0 4 0 7

第3-(3)号様式

令和6年3月8日 麹町 税務署長殿
 納税地 千代田区霞が関3-1-1
 (フリガナ) コウノショウテン
 屋号 甲野商店
 個人番号 ××××××××××××××
 (フリガナ) コノ タロウ
 氏名 甲野 太郎

35ページB参照

(個人の方) 振替継続希望

※税務署処理欄

申告年月日 令和 年 月 日
 申告区分 指導等 庁指定 局指定
 通信日付印 確認 個人番号カード 身元確認
 通知カード・運転免許証 其他()
 年 月 日 指 導 年 月 日 相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3
 令和 年 月 日

個人事業者用 第一表

- 基礎知識
- 確定申告の準備
- 確定申告の流れ
- 申告書を作成する
 - 消費税の税額計算
 - 地方消費税の税額計算
- 申告書(第一表及び第二表)の記入
- その他の項目

35ページA参照

35ページC参照

16〜34ページ参照

自 令和 5 年 1 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書
 至 令和 5 年 1 2 月 3 1 日

(中間申告 自 令和 年 月 日) の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	円
課税標準額①																	16717000
消費税額②																	1156022
貸倒回収に係る消費税額③																	
控除対象仕入税額④																	924817
返還等対価に係る税額⑤																	
貸倒れに係る税額⑥																	
控除税額小計⑦ (④+⑤+⑥)																	924817
控除不足還付税額⑧ (⑦-②-③)																	
差引税額⑨ (②+③-⑦)																	231200
中間納付税額⑩																	00
納付税額⑪ (⑩-⑨)																	231200
中間納付還付税額⑫ (⑩+⑨)																	00
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額⑭																	00
この課税期間の課税売上高⑮																	16717844
基準期間の課税売上高⑯																	14951456
この申告書による地方消費税の税額の計算																	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額⑰																
差引税額⑱																	231200
還付額⑲																	
納税額⑳																	65200
中間納付譲渡割額㉑																	00
納付譲渡割額㉒ (㉑-㉑)																	65200
中間納付還付譲渡割額㉓ (㉑+㉑)																	00
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額㉔																	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額㉕																	296400

付記事項	割賦基準の適用	延払基準等の適用	工事進行基準の適用	現金主義会計の適用	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用
31	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					

税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)

銀行 本店・支店
 金庫・組合 出張所
 農協・漁協 本所・支所

預金口座番号
 ゆうちょ銀行の貯金記号番号
 郵便局名等

(個人の方) 公金受取口座の利用

税理士名 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

35ページD参照

35ページE参照

36ページI参照

36ページF参照

36ページG参照

36ページH参照

①～⑩は「0」を付し、⑪～⑰は修正申告の場合「-」を付す
 ⑱が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※2割特例による申告の場合、5欄に0欄の数字を記載し、
 ⑩欄×22/78から算出された金額を⑩欄に記載してください。

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

個人事業者用

36ページJ参照

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

35ページA参照

納税地	千代田区霞が関3-1-1 (電話番号 03 - 3210 - ××××)
(フリガナ)	コウノショウテン
屋号	甲野商店
(フリガナ)	コウノ タロウ
氏名	甲野 太郎

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38② 52

35ページC参照

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

自 令和 5年 1月 1日

至 令和 5年 12月 31日

中間申告 自 令和 年 月 日

の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

16~34ページ参照

課税標準額	①	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
※申告書(第一表)の①欄へ															01
															16717000
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②													02
	4%適用分	③													03
	6.3%適用分	④													04
	6.24%適用分	⑤													05
	7.8%適用分	⑥													06
(②~⑥の合計)	⑦													07	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧													11
	7.8%適用分	⑨													12
(⑧・⑨の合計)	⑩														13

消費税額	⑪	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
※申告書(第一表)の②欄へ															21
															1156022
⑪の内訳	3%適用分	⑫													22
	4%適用分	⑬													23
	6.3%適用分	⑭													24
	6.24%適用分	⑮													25
	7.8%適用分	⑯													26

返還等対価に係る税額	⑰	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
※申告書(第一表)の⑤欄へ															31
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱													32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲													33

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑳	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
(⑳~㉓の合計)	㉑														41
4%適用分	㉒														42
6.3%適用分	㉓														43
6.24%及び7.8%適用分	㉔														44

(注1) ㉑~㉓及び㉔欄は一般課税売上申告する場合、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載し、また、(注2) ㉑~㉔欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。